

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和6年度分）

神奈川県労働局労働基準部
安全課

令和6年中に神奈川県労働局管内（神奈川県内）で発生した休業4日以上労働災害による死傷者数は8,231人（新型コロナウイルス感染症関連は除く。以下同じ。）で、前年に比べ2.9%（229人）増加しました。

このうち、転倒災害による死傷者数は2,173人で、前年から15%（284人）増加しており、全体の26.4%を占め、事故の型別では最も多く発生しています。

令和7年6月末現在における転倒災害による死傷者数は787人で、前年同期比で6.8%（57人）の減少しており、一定の改善傾向が見られます。

転倒災害は、作業中の行動に起因することが多く、原因の特定や対策の立案が困難な場合もあります。しかし、作業する「人」と「場所」に着目することで、問題点の整理と対策の方向性を明確にすることが可能です。

こうした視点を踏まえ、神奈川県労働局では令和6年度に、県内の各労働基準監督署（以下「各署」という。）において実施された転倒災害の再発防止のための自主点検結果を取りまとめました。

1 自主点検の目的

転倒災害の発生を契機として、事業場における自主的な安全衛生活動の活性化を促進することを目的としています。

2 自主点検の対象

令和6年度に各労働基準監督署へ提出された「労働者死傷病報告」のうち、休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象としました。使用した自主点検表については、別紙をご参照ください。

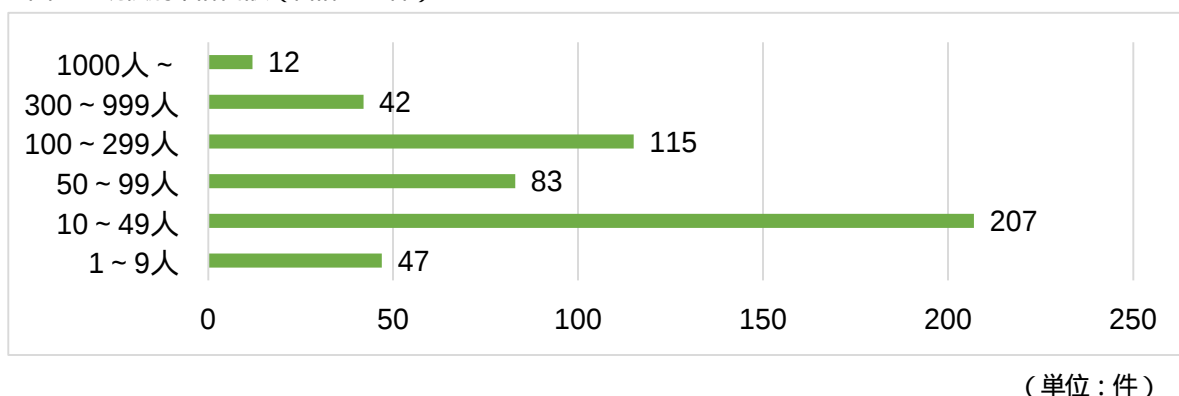
3 自主点検の回収事業場数

令和6年度に各署で実施した自主点検の回収数は506件でした。

（1）規模別内訳

自主点検を事業場の規模別に集計した結果は、図1のとおりです。

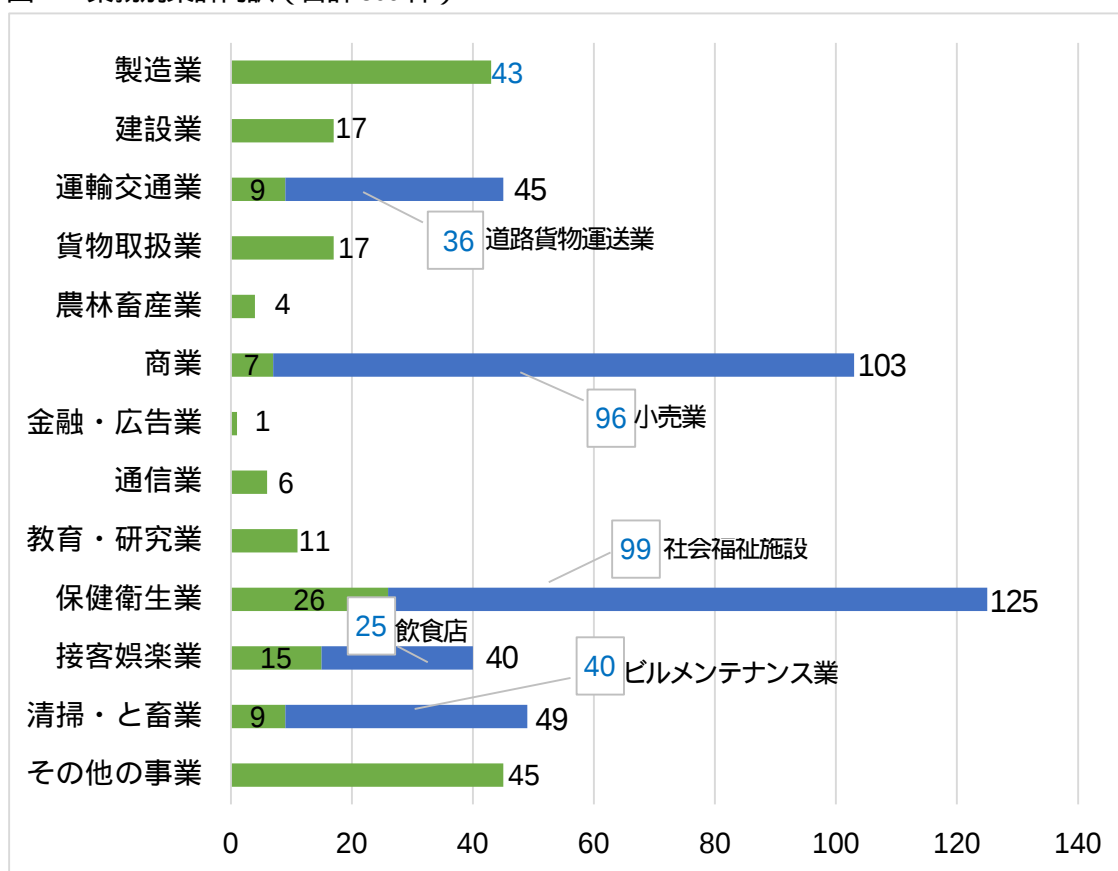
図1 規模別集計内訳（合計506件）



(2) 業種別内訳

自主点検を事業場の業種別に集計した結果は、図2のとおりです。

図2 業務別集計内訳（合計 506 件）



(単位：件)

4 自主点検結果

自主点検の回収結果について、件数の多かった業種（製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業）を対象として、次の項目（（1）安全衛生担当者の有無、（2）安全衛生委員会等の協議組織の有無）、（3）転倒災害の原因）について集計を実施しました。

（1）安全衛生担当者の有無

安全衛生担当者に関する集計では、安全管理を担う安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者（以下「安全管理者等」という。）に着目し、事業場の規模別に選任割合を整理しました。

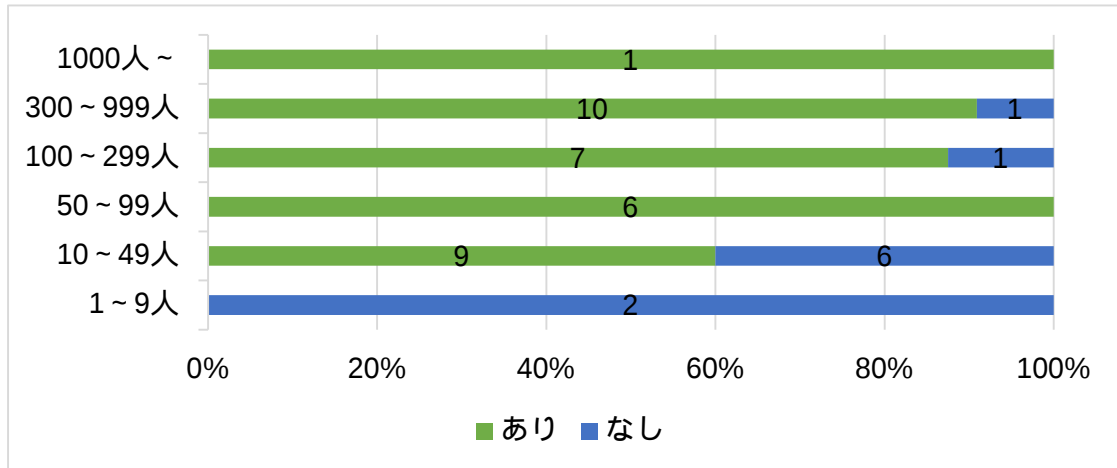
なお、安全管理者等の選任は、工業的業種においては規模に応じて法令上の義務があります。一方で、非工業的業種（例：小売業（各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は除く。以下同じ。）、社会福祉施設、飲食店など）では法令上の義務はありません。

しかし、厚生労働省では、非工業的業種の労働災害の減少を図るため、一定規模の非工業的業種においても安全推進者を配置することをガイドライン（1）により求めています。

ア 製造業（回収数 43 件）

事業場規模が 50 人以上の事業場では、安全管理者等の選任率は 9 割以上と高い水準で推移しています。一方、50 人未満の事業場では、選任率は約 50%程度にとどまっており、規模によって選任状況に大きな差が見られました（図 3 - 1 参照）。

図 3 - 1 製造業の規模別安全管理者等の配置状況

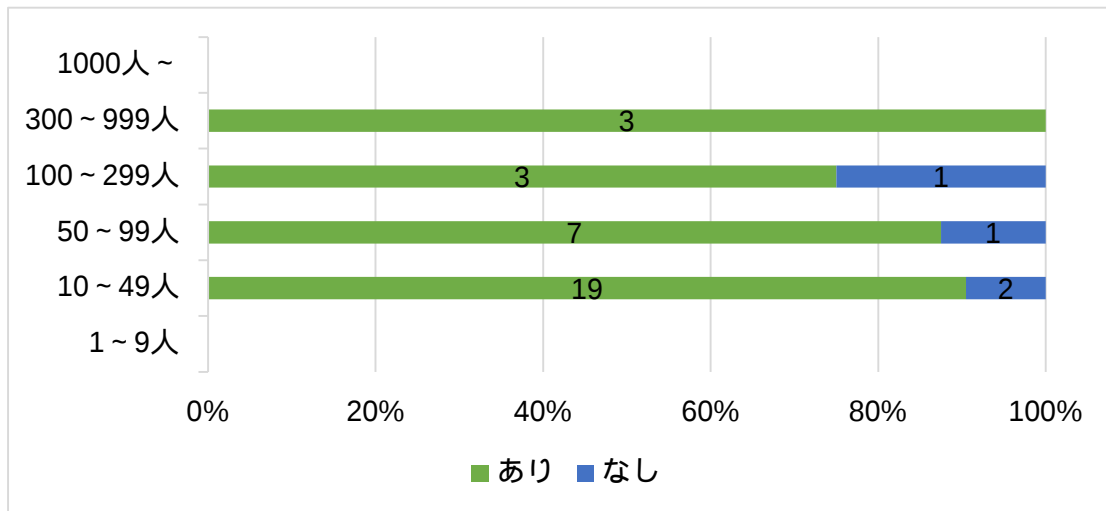


図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 36 件）

約 9 割の事業場において、安全管理者等の選任が確認されました（図 3 - 2 参照）。

図 3 - 2 道路貨物運送業の規模別安全管理者の配置状況



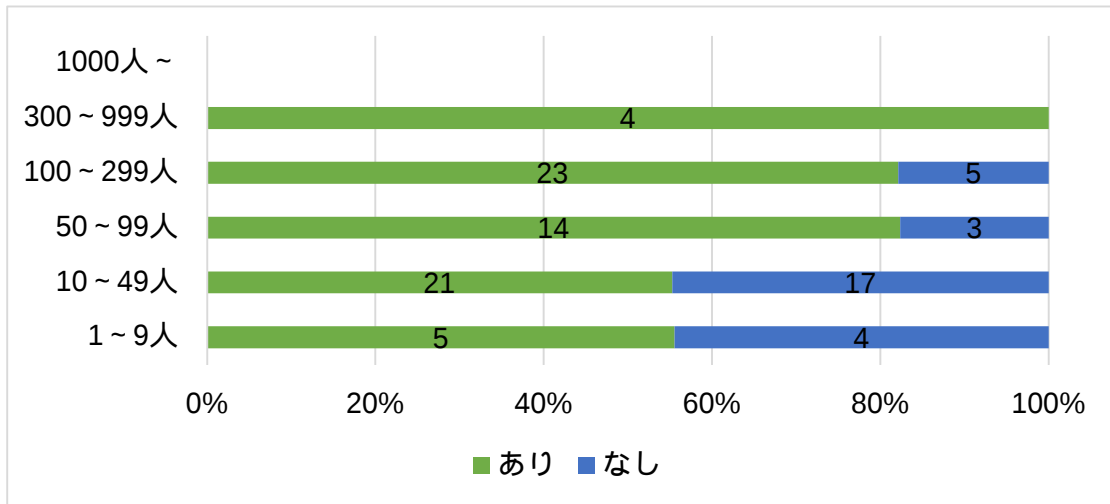
図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 96 件）

事業場の規模が小さくなるにつれて、安全管理者等の選任率が低下する傾向が認められます。

また、製造業や道路貨物運送業と比較すると、小売業では安全管理者等の選任率は低い状況にあります。これは、前述のとおり安全管理者の選任が法令上義務付けられていない業種が含まれていることも一つの要因として考えられます（図3-3 参照）。

図3-3 小売業の規模別安全管理者等の配置状況

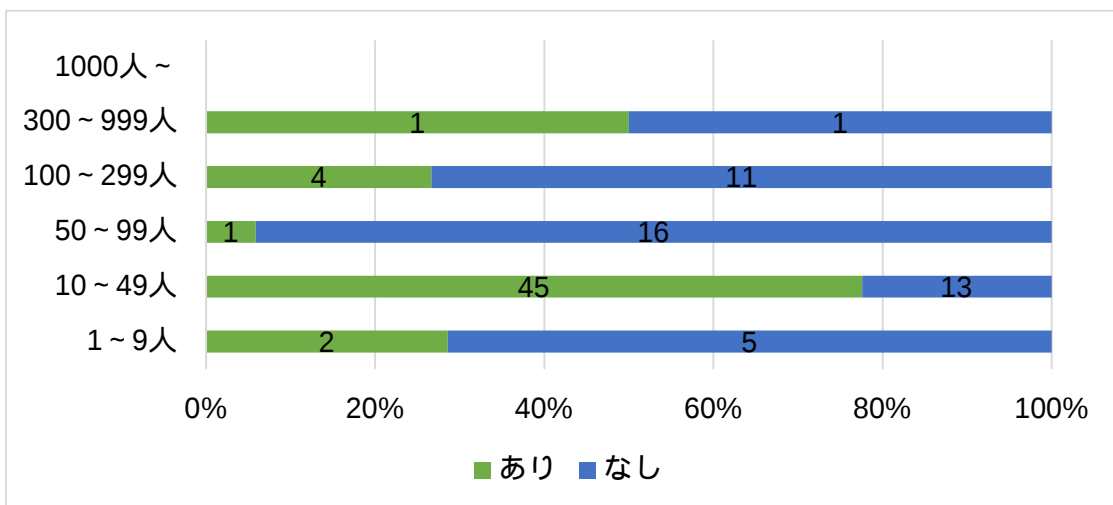


図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 99 件）

安全管理者等の選任率は総じて低い傾向にありますが、グラフ上には表れないものの、選任義務のある衛生管理者については、多くの事業場で適切に選任されていることが確認されました。（図3-4 参照）。

図3-4 社会福祉施設の規模別安全管理者等の配置状況

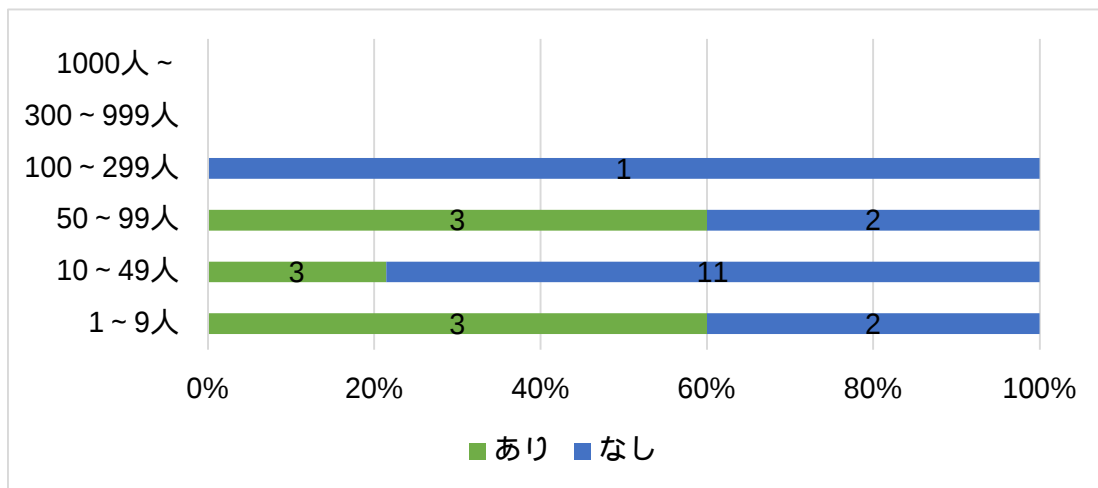


図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 25 件）

回収数は少なかったものの、50 人以上の事業場においては、安全管理者等の選任率が約半数であることが確認できました。一方、50 人未満の事業場では選任率が約 3 割と低調であることが明らかとなりました（図 3-5 参照）。

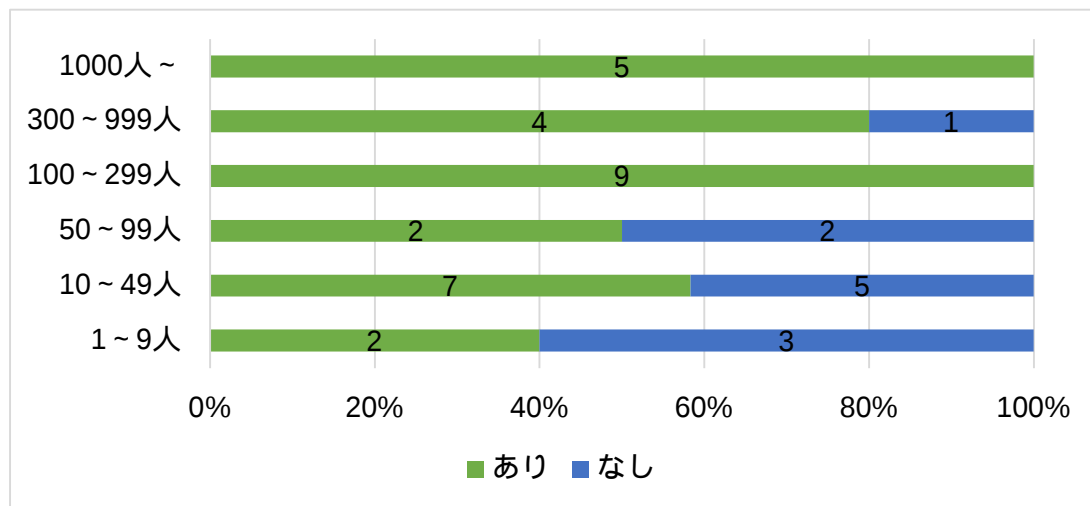
図 3-5 飲食店の規模別安全管理者等の配置状況



図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業（回収数 40 件）

50 人以上の事業場では、安全管理者等の選任率が約 9 割と高い傾向にありましたが、50 人未満の事業場では、約 4 割において選任がなされていない状況が認められました。（図 3-6 参照）。



図中の数値は回答数

（２）安全衛生委員会等

安全衛生委員会等の協議組織に関する集計では、安全管理を担う安全委員会または安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」といいます）に着目し、事業場の規模別に、安全衛生委員会等が設置されているものを「安全衛生委員会等あり」、衛生委員会のみが設置されているものを「衛生委員会のみ」、これらに代えて関係労働者の意見を聴く機会が設けられているものを「その他協議会あり」、いずれにも該当しないものを「全くなし」の４つに分類しました。

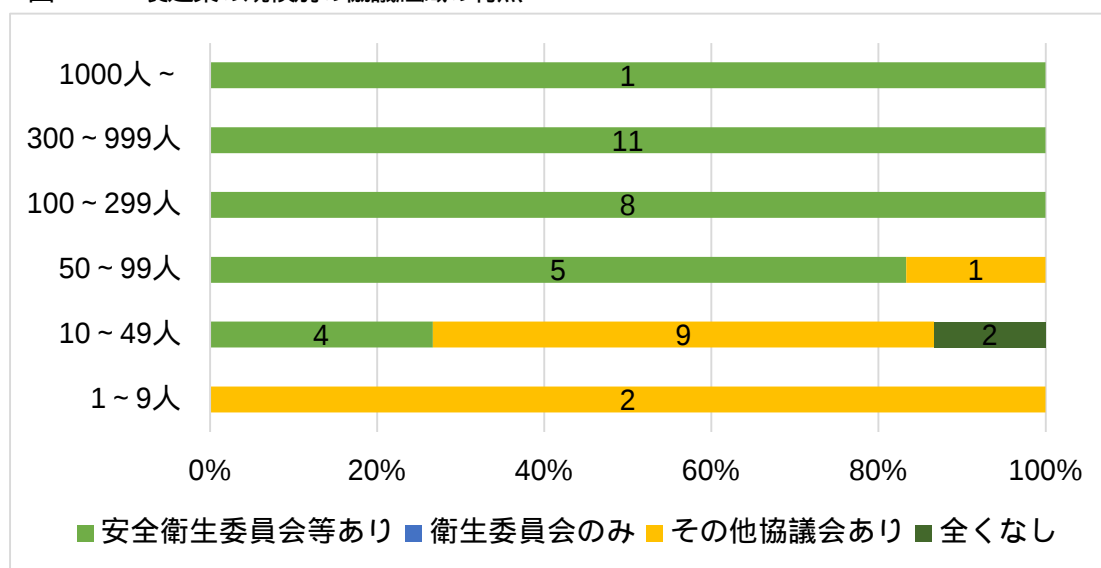
なお、安全衛生委員会等の設置については、工業的業種においては事業場の規模に応じて設置が義務付けられておりますが、非工業的業種においては義務ではありません。

ア 製造業（回収数 43 件）

100 人以上の事業場では、すべてにおいて安全衛生委員会等が設置されていることが確認できました。50 人以上の事業場でも、9 割以上が安全衛生委員会等を設けており、一定の安全管理体制が整備されている状況がうかがえました。

一方、労働安全衛生法上、安全衛生委員会等の設置義務がない 50 人未満の事業場では、安全衛生委員会等を設けていたのは 2 割にとどまりましたが、その他の協議会を設けるなど、何らかの形で労働者の意見を聴取する場を設けている事業場が多数を占めておりました。（図 4 - 1 参照）。

図 4 - 1 製造業の規模別の協議組織の有無

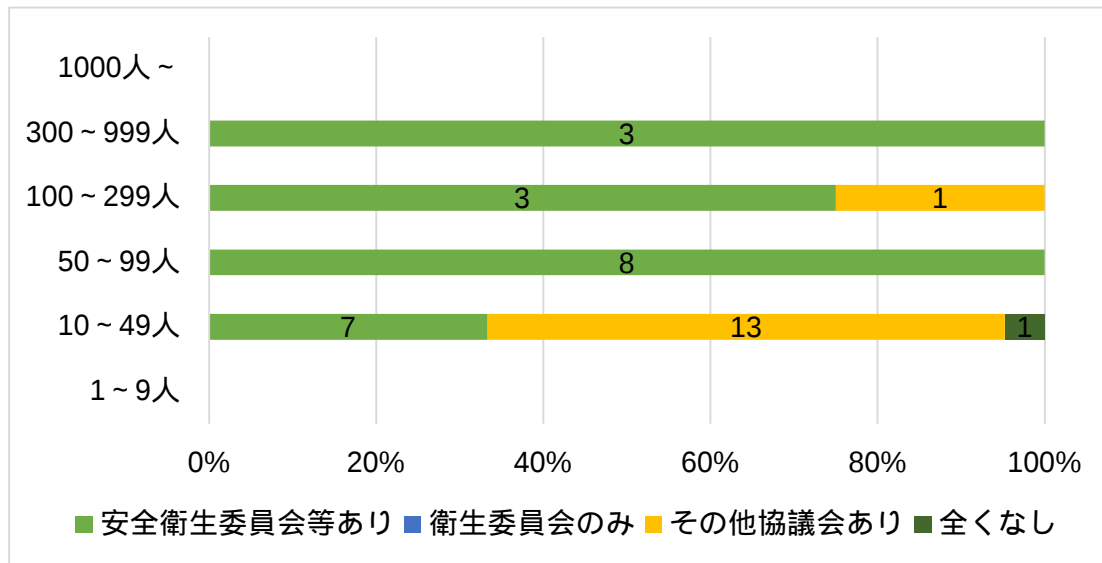


図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 36 件）

事業場の規模が大きくなるほど、安全衛生委員会等の設置割合が高まる傾向が認められました。また、安全衛生委員会等が設置されていない事業場においても、その他の協議会を設けるなど、労働者の意見を聴取する場を確保している事業場が多数を占めておりました。

図4-2 道路貨物運送業の規模別の協議組織の有無



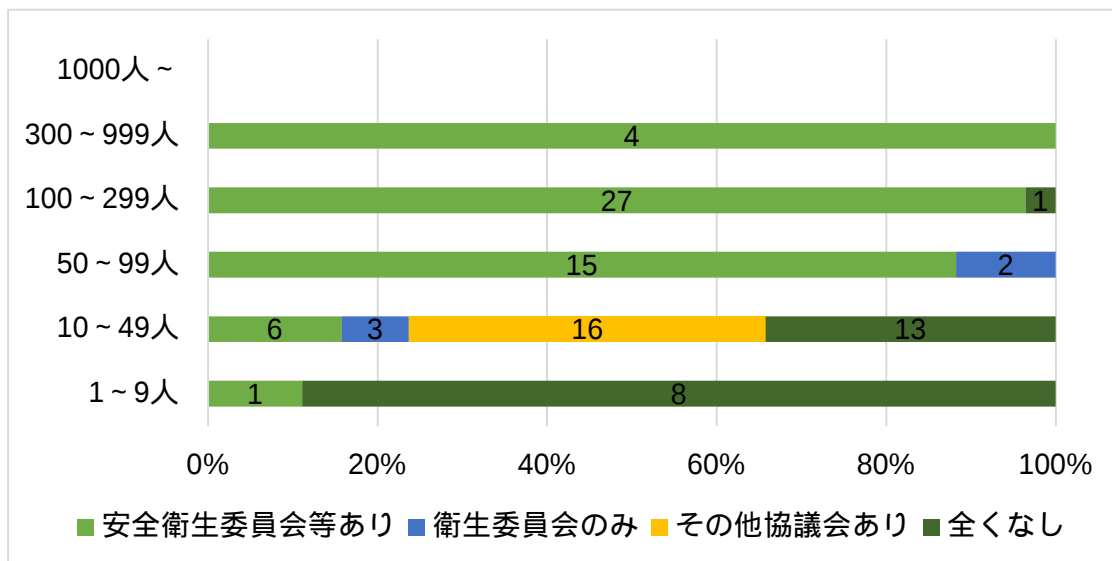
図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 96 件）

安全衛生委員会等の設置は義務付けられていない業種であるにもかかわらず、50 人以上の事業場では約 9 割が安全衛生委員会等を設けており、特に 300 人以上の事業場では、すべてにおいて設置されていることが確認されました。

一方、50 人未満の事業場では、安全衛生委員会等やその他の協議会が全く設けられていない割合が、製造業や道路貨物運送業と比較して多い傾向が見受けられました（図4-3 参照）。

図4-3 小売業の規模別の協議組織の有無



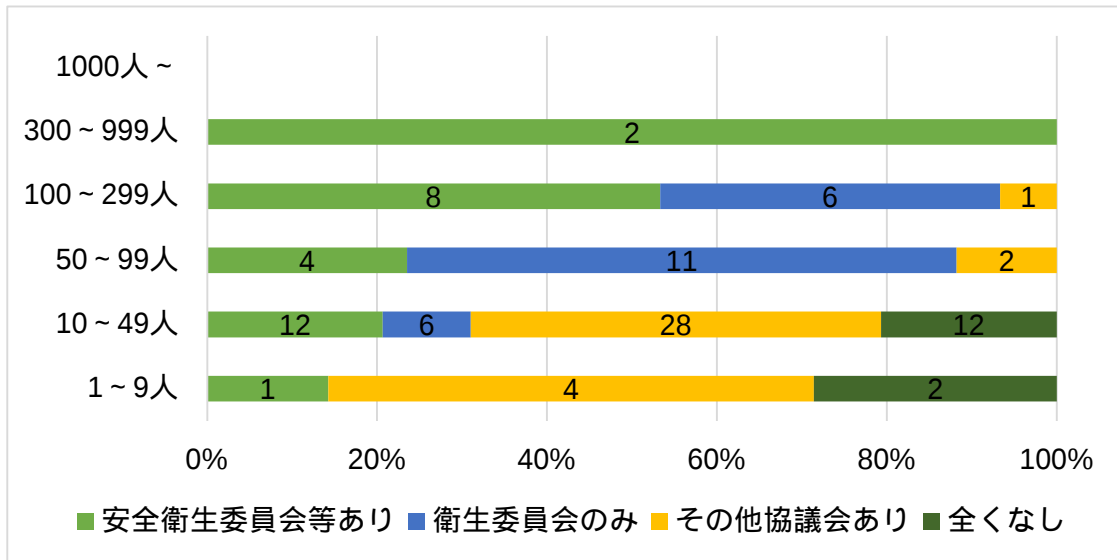
図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 99 件）

50 人以上の事業場においても、安全衛生委員会等の設置は半数未満にとどまっており、50 人未満の事業場についても、小売業と同様の傾向が認められました（図 4 - 4 参照）。

社会福祉施設においては、衛生委員会の設置が義務付けられている一方で、安全衛生委員会等の設置は義務ではないことが、この傾向の要因であると考えられます。

図 4 - 4 社会福祉施設の規模別の協議組織の有無



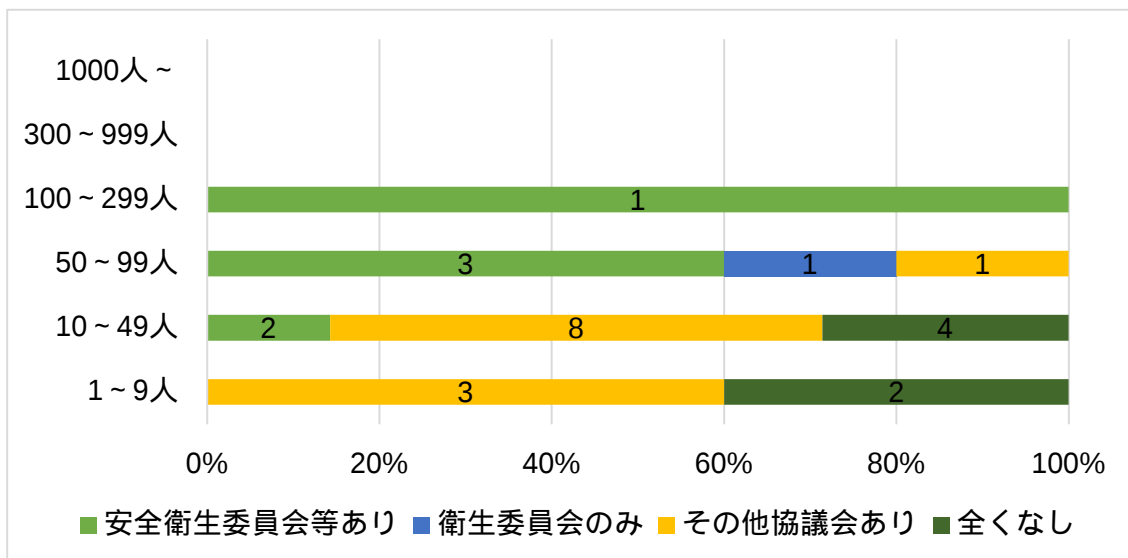
図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 25 件）

回収数は少ないものの、各事業場の規模においてみると安全衛生委員会等の設置率は低い傾向が見受けられました（図 4 - 5 参照）。

この背景には、社会福祉施設と同様に、安全衛生委員会等の設置が法的に義務付けられていないことが要因として考えられます。

図 4 - 5 飲食店の規模別の協議組織の有無

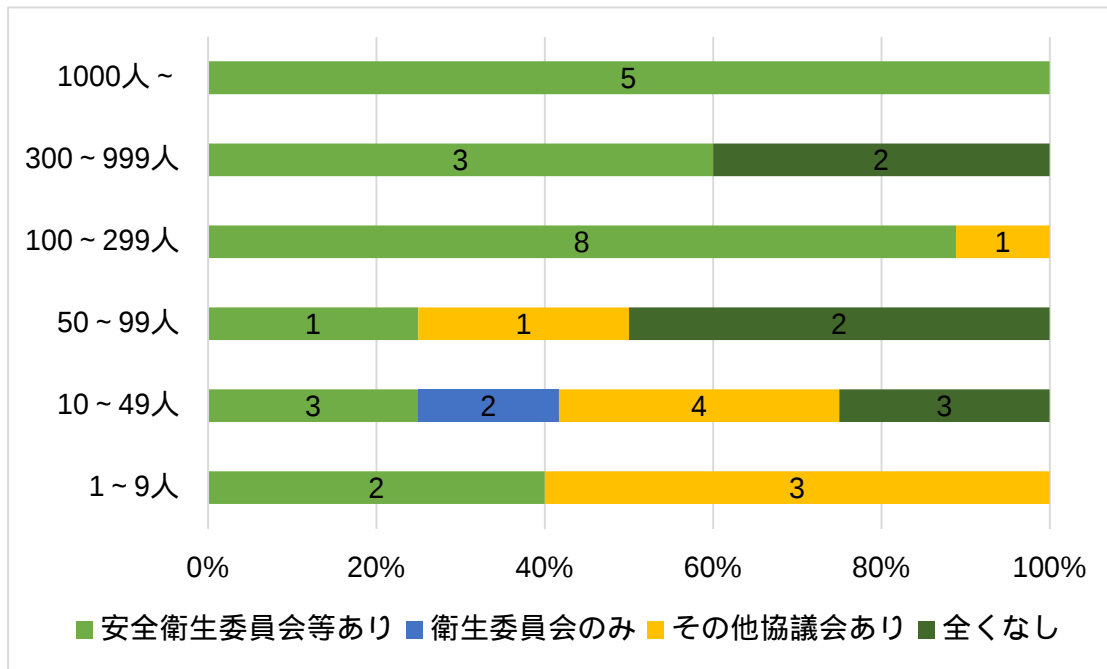


図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業（回収数 40 件）

安全衛生委員会等の設置義務がある 50 人以上の規模の事業場において、安全衛生委員会等が未設置である事例が確認されました。特にビルメンテナンス業では、労働者が直接、勤務地である委託先に出勤するケースが多く見受けられます。そのため、事務所等には多数の労働者が在籍しているものの、実際にその場所で勤務している労働者は限られており、安全衛生委員会等が設けられていない要因の一つであると考えられます。（図 4 - 6 参照）。

図 4 - 6 ビルメンテナンス業の規模別協議組織の有無



図中の数値は回答数

（３）転倒災害の原因（複数回答有）

転倒災害の原因をわかりやすく整理するために、教育や体力維持などに関係する要因を「人」、設備や環境などに関係する要因を「場所」、そして両者に関連する要因を「人・場所」として区分けいたしました。なお、原因が複数にわたる場合には、それぞれの要因を重複して計上しております。

「人」
↑
人・場所
↓
「場所」

「人」に関する項目

- ・転倒を予防するための教育や周知、呼びかけを行っていない（不十分）
- ・転倒予防のための運動や体操を取り入れていなかった
- ・骨密度チェック等による転倒や怪我のリスクの見える化をしていなかった

「人・場所」に関する項目

- ・ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった
- ・段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった
- ・身の回りの整理・整頓を行っていない。通路、階段、出口に物を放置していた

「場所」に関する項目

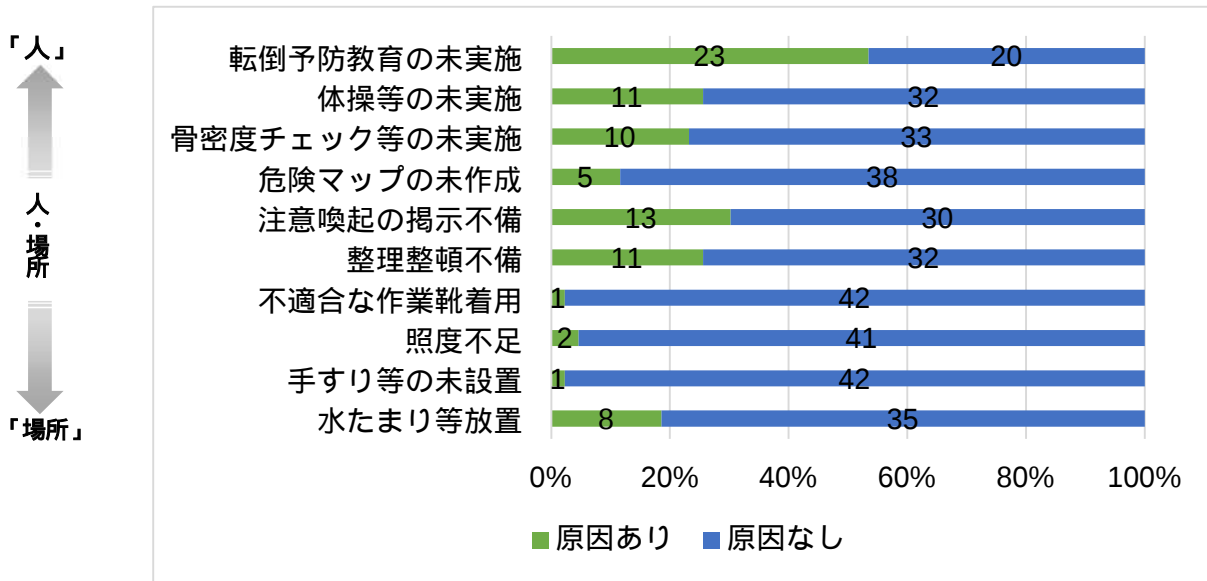
- ・作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった
- ・安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていなかった
- ・床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった
- ・通路や階段に手すりを設置していなかった

ア 製造業（回収数 62 件）

転倒災害の原因としては、「人」に関する項目である転倒予防教育の未実施、および「人・場所」に関する項目である注意喚起の掲示不備が多く挙げられております。（図 5 - 1 参照）。

一方で、不適合な作業靴の着用、照度不足、手すり等の未設置といった項目が原因として少ない傾向にあることについては、適切な作業靴の着用、照度の確保、手すりの設置などが、以前から業種内で浸透しているためと考えられます。また、原因のうち「場所」に関する項目が「人」に関する項目よりも少ない傾向にあることについても、設備の安全化や整理整頓をはじめとする 4S 活動などが、業種内で以前から定着していることが背景にあると考えられます。

図 5 - 1 製造業の転倒災害の原因

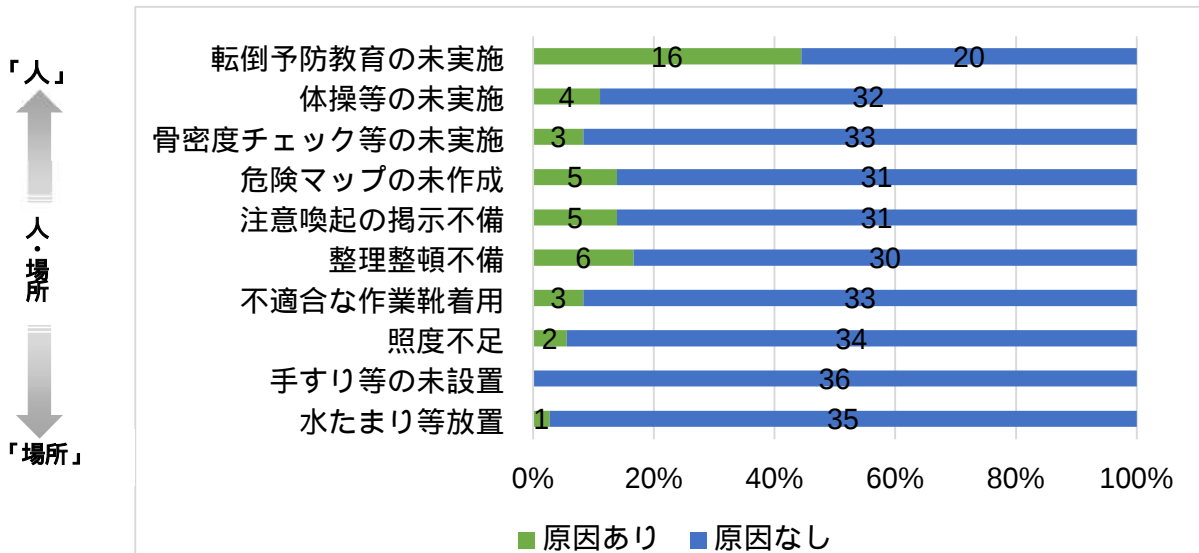


図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 36 件）

「人」に関する項目のほうが、「場所」に関する項目よりも、転倒災害の原因として多く挙げられております。これは、実際の作業が出先で行われることが多い業種であることが、その背景にあると考えられます（図 5 - 2 参照）。

図 5 - 2 道路貨物運送業の内訳

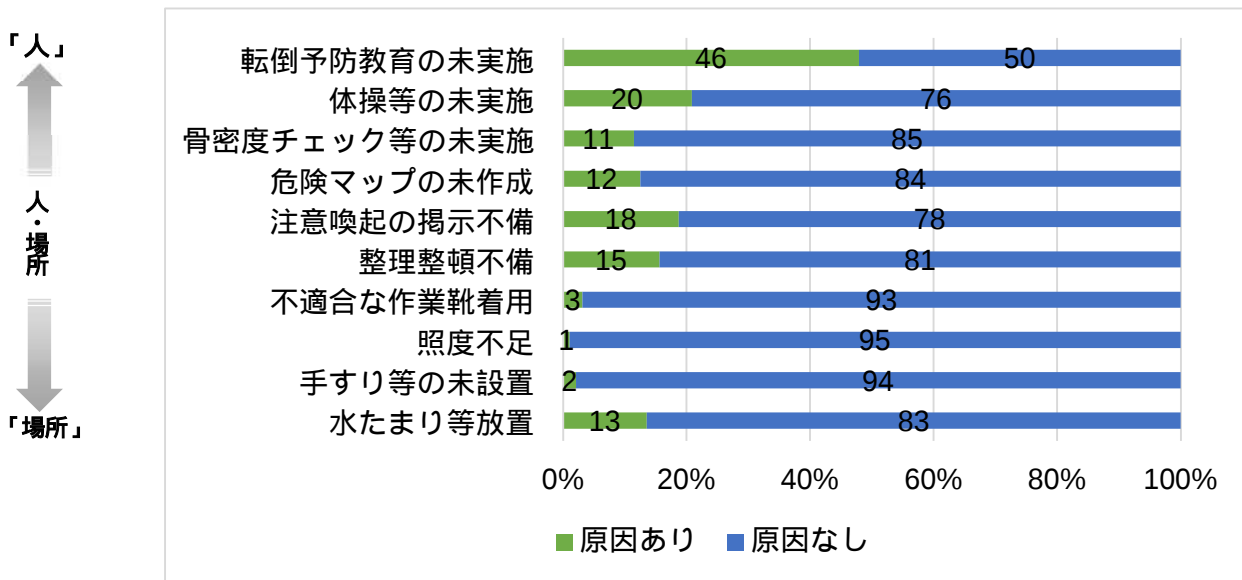


図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 104 件）

「人」に関する要因では、転倒予防教育の未実施が最も多く挙げられており、次いで体操等の未実施が原因として挙げられています。また、「人・場所」に関する要因として、整理整頓の不備や注意喚起の掲示不備も多く見受けられました。特記すべき点として、「場所」に関する要因である水たまり等の放置が、他業種と比較して多く認められました。これは、野菜や鮮魚、冷蔵品など、水気を含む品物を取り扱う機会があることが一因であると考えられます。（図5-3参照）。

図5-3 小売業の転倒災害の原因

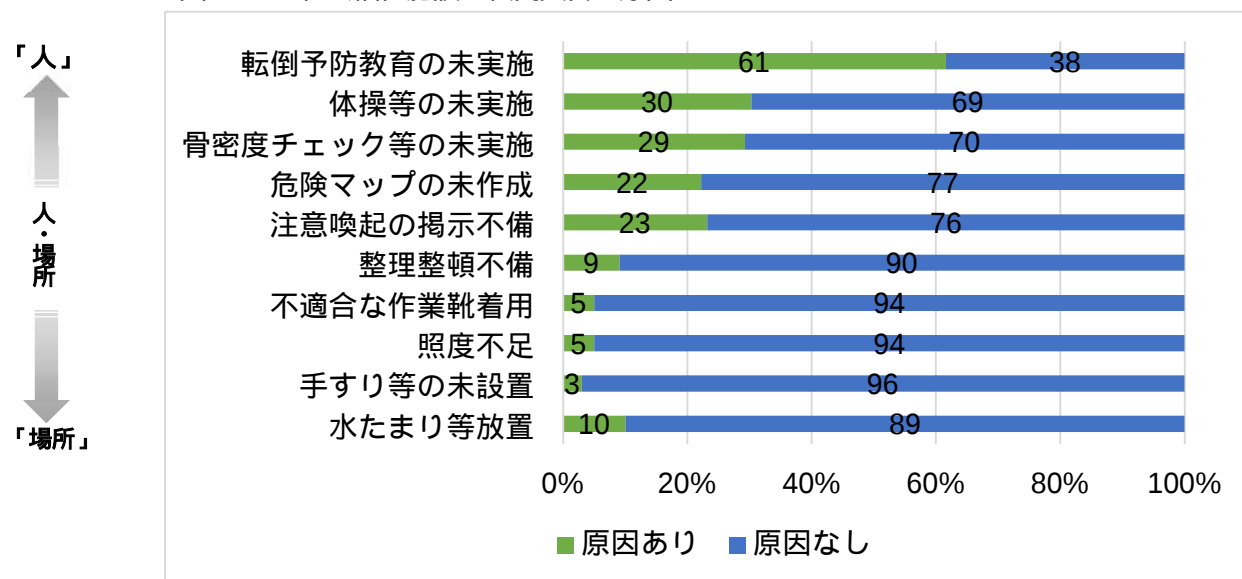


図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 97 件）

「人」に関する要因では、転倒予防教育の未実施が最も多く挙げられており、次いで体操等の未実施が原因として挙げられています。全体としては「人」に寄った項目が多い傾向にありますが、注意喚起の掲示不備、危険マップの未作成、水たまり等の放置といった「人・場所」や「場所」に関する項目も、一定程度認められました。（図5-4参照）。

図5-4 社会福祉施設の転倒災害の原因

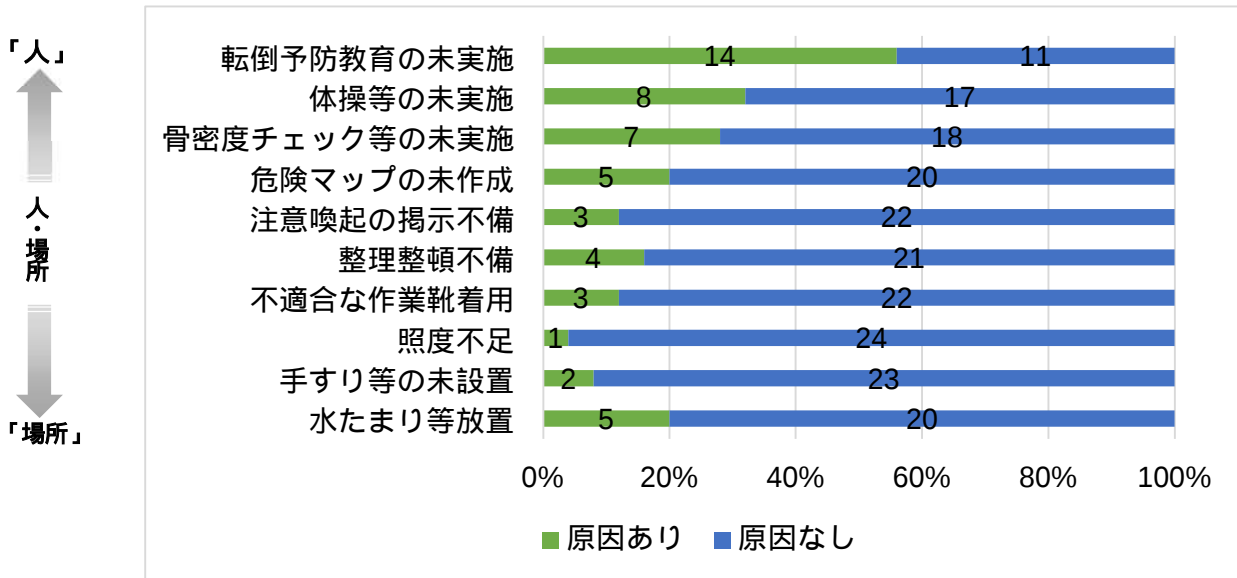


図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 25 件）

回収数は多くはありませんが、転倒災害の原因としては「人」に関する項目が多く挙げられております。また、他業種と比較して、「場所」に関する水たまり等の放置が割合として多く認められました（図 5 - 5 参照）。

図 5 - 5 飲食店の転倒災害の原因



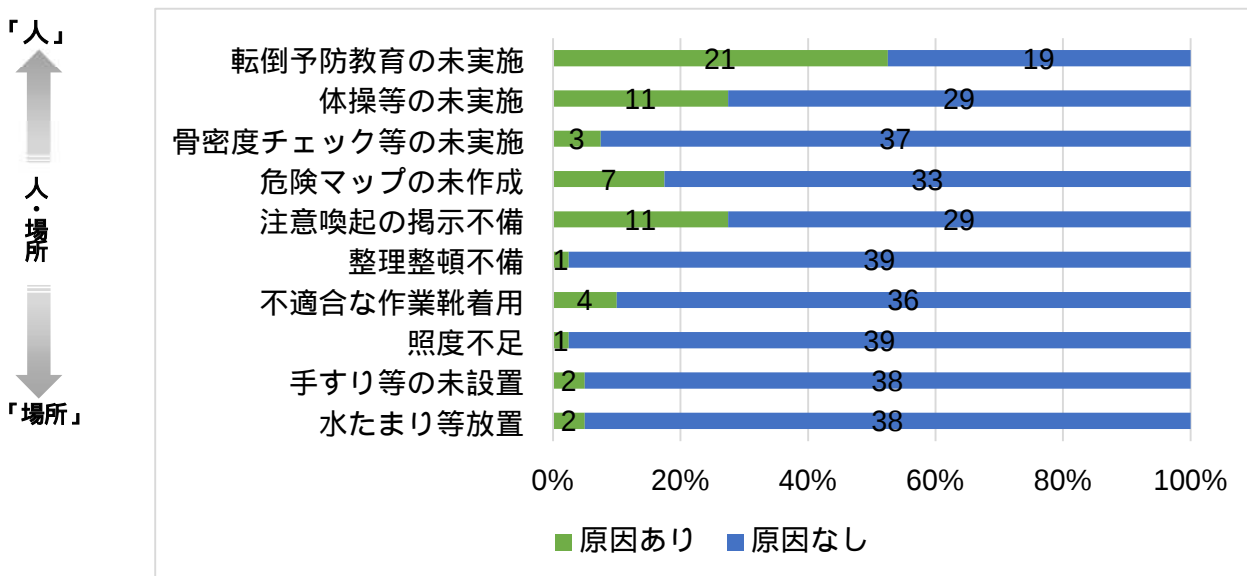
図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業（回収数 40 件）

「人」に関する要因では、転倒予防教育の未実施が最も多く、次いで体操等の未実施が原因として挙げられており、全体として「人」寄りの項目が多い傾向にあります。一方で、「場所」寄りの項目はそれほど多くは認められておりません（図 5 - 6 参照）。

この傾向の要因としては、ビルメンテナンス業において、就業先となる「場所」が自社の管理が及ばない委託先であることが多く、設備や環境面への直接的な対応が難しいことが背景にあると考えられます。

図 5 - 6 ビルメンテナンス業の転倒災害の原因



図中の数値は回答数

5 参考となる対策について

別紙の自主点検等報告書では、新たに取り組むこととした対策を記載できるようにしておりますが、以下のような参考となる事例も確認されました。

- ・受託先（勤務場所）の企業と協議を行い、照度不足や段差の解消に取り組むとともに、危険箇所を可視化した危険マップを作製しました。
- ・荷役作業の安全対策ガイドラインを基に転倒災害防止対策を推進したことにより、自社ヤード内の整理整頓や凹凸などのつまずき要因の改善、段差の解消や床面の防滑化などを実施しました。
- ・商品等の荷を運搬する際に適正な台車等の使用を促進することで、荷物で手がふさがる状況の解消を図りました。
- ・段差のある箇所については、段差をなくすためのスロープへの修繕を行いました。
- ・社内において、転倒危険箇所や注意すべき作業内容について、デジタル機器を活用して情報を共有し、関係労働者が使用するポータブル端末を通じて注意喚起を行えるようにしました。
- ・神奈川産業保健総合支援センターや中央労働災害防止協会の支援事業などを活用し、作業に関する転倒リスクを診断しました。その結果を関係者に周知することで、効果的な転倒予防対策の計画と自発的な安全活動の実施につながり、転倒リスクへの理解が深まりました。

6 総括

（１）今回の自主点検の取りまとめにあたっては、回収数が多かった上位業種のうち、細分類の構成を踏まえ、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業の計６業種を集計対象といたしました。

（２）安全管理者等の選任状況については、製造業、道路貨物運送業、小売業（１００人以上）、ビルメンテナンス業において、安全管理者等の選任割合が高い傾向にありました。一方、小売業（９９人以下）、社会福祉施設、飲食店では、前記業種ほど選任割合は高くありませんでした。この背景には、非工業的業種においては安全管理者等の選任が法的に義務付けられていないことが関係していると考えられます。また、これらの業種では衛生管理者の選任割合が比較的高いことから、健康管理を主体とした活動が中心となっている可能性も示唆されます。

一般論として、転倒災害を削減するためには、安全衛生管理体制の確立が不可欠です。近年、第三次産業における労働災害の増加傾向を踏まえると、小売業、社会福祉施設、飲食店においても、安全管理者等を配置し、共通の目的のもとで組織的な安全活動を展開することが強く望まれます。

（３）安全衛生委員会等の設置状況については、各業種とも「安全衛生委員会等あり」だけでなく、「衛生委員会のみ」や「その他協議会あり」を含めると、事業場の規模が大きくなるほど協議組織の設置割合が高くなる傾向が認められました。安全衛生委員会等が設置されていない事業場であっても、既存の協議組織を活用することで、安全衛生委員会等の代替機関として機能する可能性があります。一方、規模の小さい事業場を中心に、協議組織が全く設けられていないケースも多く見受けられました。労働災害の減少に向けては、労使が協力して安全に関する課題を話し合う場が必要であり、事業場の規模に応じて、労働安全衛生法第１７条・第１８条に基づく安全委員会や衛生委員会（５０人以上）、および労働安全衛生規則第２３条の２に基づく関係労働者の意見を聞くための機会の設置（事業場規模５０人未満）を促進していく必要があります。

（４）転倒災害の原因については、全業種を通じて「人」に係る項目の回答割合が高く、特に製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業では、転倒予防教育の未実施が最も多く、次いで体操等の未実施が多く挙げられました。この結果は、回答のあった事業場において、これらの取組に課題があることを示しています。転倒予防

教育や体操等には様々な手法がありますが、効果を最大化するためには、転倒災害のメカニズムを理解し、「場所」の安全対策だけでなく、労働者自身の安全衛生意識の向上を図ることが重要です。

本取りまとめでは、わかりやすさを重視して転倒災害の原因を「人」と「場所」に区分しましたが、転倒災害の要因は、個人の「内的要因」と周囲の環境による「外的要因」に大別されます。具体的には、「内的要因」として病気、身体機能の低下、睡眠不足、焦りなどがあり、「外的要因」として照度、床面の摩擦係数、降雪などが挙げられます。さらに、危険箇所の管理などの「管理的要因」も関係するとされています。このように整理すると、転倒予防教育では設備面の「外的要因」だけでなく、労働者の身体機能や心理的状态、健康状況といった「内的要因」についても教育・周知することが効果的です。また、体操等の取組では、身体機能の向上を目的とした「内的要因」へのアプローチが有効であると考えられます。

特に高年齢労働者については、年齢に伴う身体機能の低下が一般的に指摘されており、エイジフレンドリーガイドラインに基づく体力チェックを通じて転倒リスクを把握し、労働者自身の「気づき」によって安全衛生意識を高めたうえで、転倒予防体操などを実施することが推奨されます。

(５) 一方、「外的要因」である「場所」に関係する項目では、照度不足や水たまり等の放置が依然として原因として挙げられており、設備面の改善が基本的な対策となります。ただし、すぐに設備改修が困難な場合には、危険箇所の管理など「管理的要因」への対応が重要となります。

(６) 「人・場所」に関係する項目では、注意喚起の掲示不備が多く挙げられており、これは「見える化」などによる注意喚起の取組に改善の余地があることを示しています。当局では令和２年度以降、転倒災害防止の好事例を順次収集し、ホームページに掲載しております。この中には「見える化」の取組も含まれておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

(７) 今回の自主点検の取りまとめでは、「安全管理」に着目し、安全管理者等の選任状況や安全衛生委員会等の設置状況から、各業種の課題を整理しましたが、転倒災害の要因には身体機能の低下など、労働者の健康問題が密接に関係しています。高齢化の進展により高年齢労働者が増加している現状を踏まえると、今後は労働者の健康確保や身体機能の維持・向上に向けた取組の重要性が一層高まると考えられます。

今年度より、エイジフレンドリー補助金においては、設備・装置の導入などのハード対策に加え、専門家による運動機能のチェックや運動指導などのソフト対策も新たに対象となりました。これらの制度の周知を進めるとともに、転倒災害防止にはハード対策だけでなくソフト対策も重要であることを、各種機会を通じて訴え、今後の災害防止に取り組んでまいります。

参考資料

- (1) 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について



(厚生労働省 HP)

- (2) 「エイジフレンドリーガイドライン」



(厚生労働省作成パンフレット)

- (3) 「転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」」
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業の一環)



(職場のあんぜんサイトの動画)

- (4) 「ころは^{ないっす}NICEかながわ体操」



(神奈川県労働局 HP)

- (5) 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川
(統合ページ)」



(神奈川県労働局 HP)

- (6) 「エイジフレンドリー補助金」



(厚生労働省 HP)

転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書

令和 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業場名

業種(労働者数) 業 (人)

所在地・連絡先 TEL ()

代表者氏名

令和 年 月 日に発生した転倒労働災害について、自主点検を実施したので報告します。

1 事業場の安全衛生管理体制について教えてください

(1) 以下の安全衛生担当者のうち選任しているもの全てに☑をつけてください。

☐安全管理者 ☐衛生管理者 ☐安全衛生推進者 ☐衛生推進者 ☐安全推進者

(2) 以下のうち実施しているものに☑をつけてください。

☐安全委員会 ☐衛生委員会 ☐安全衛生委員会 ☐その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている)

2 転倒災害が発生した原因として考えられるもの全てに☑をつけてください。☑をつけた項目については、改善措置を実施・検討してください。

No.	原因	
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。	☐
4	転倒を予防するための教育や周知、呼びかけを行っていなかった(不十分だった)。	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。	☐
8	転倒予防のための運動や体操を取り入れていなかった。	☐
9	通路や階段に手すりを設置していなかった。	☐
10	骨密度チェック等による転倒や怪我のリスクの見える化をしていなかった。	☐

3 転倒災害の防止のため今まで取り組んでいた対策と、今回の転倒災害の結果、新たに取り組むこととした対策を合わせて、以下のどれに該当しますか。該当するものに☑をつけてください。

1	ハード面、ソフト面の両面から転倒災害防止対策が取られている。	☐
2	ハード面のみ転倒災害防止対策が取られている。	☐
3	ソフト面のみ転倒災害防止対策が取られている。	☐
4	ハード面、ソフト面のどちらも転倒災害防止対策が取られていない。	☐

※ハード面…整理整頓や手すりの設置など設備面の対策 ソフト面…体操などの健康づくりや教育など人への対策

4 現在、転倒災害防止のために取り組んでいる対策を幅広く記入してください。また、可能であれば写真等も添付してください。

例) 4S、KY活動、見える化などの安全活動を推進する旗振り役として、安全推進者を配置した。毎月1回、職場の総点検を実施することとした。〇〇の段差を解消した。階段に手すりを設けた。〇〇運動や△△体操を導入した。…など。

※記載しきれない場合、余白又は別紙に記載し、添付してください。

表 1 製造業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000 人～	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
300～999 人	11	11 (100%)	11 (100%)	1(9%)	—
100～299 人	8	7 (88%)	8 (100%)	2(25%)	—
50～99 人	6	5 (83%)	5 (83%)	1(17%)	—
10～49 人	15	2 (13%)	2 (13%)	6 (40%)	3(20%)
1～9 人	2	—	—	—	—

表 2 道路貨物運送業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000 人～	—	—	—	—	—
300～999 人	3	3 (100%)	3 (100%)	—	—
100～299 人	4	3 (75%)	4 (100%)	—	—
50～99 人	8	7 (88%)	7 (88%)	—	—
10～49 人	21	6 (29%)	2 (10%)	10 (48%)	1 (5%)
1～9 人	—	—	—	—	—

表 3 小売業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000 人～	—	—	—	—	—
300～999 人	4	4 (100%)	4 (100%)	—	—
100～299 人	28	16 (57%)	26 (93%)	5 (18%)	5 (18%)
50～99 人	17	10 (59%)	16 (94%)	5 (29%)	—
10～49 人	38	4 (11%)	6 (16%)	15 (39%)	3 (8%)
1～9 人	9	2 (22%)	2 (22%)	3 (33%)	2 (22%)

表 4 社会福祉施設の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000 人～	—	—	—	—	—
300～999 人	2	1 (50%)	2 (100%)	—	—
100～299 人	15	4 (27%)	14 (93%)	—	—
50～99 人	17	1 (6%)	15 (88%)	—	—
10～49 人	58	4 (7%)	10 (17%)	19 (33%)	2 (3%)
1～9 人	7	2 (29%)	2 (29%)	—	—

表5 飲食店の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	—	—	—	—	—
300～999人	—	—	—	—	—
100～299人	1	—	1（100％）	—	—
50～99人	5	1（20％）	4（80％）	2（40％）	—
10～49人	14	1（7％）	3（21％）	2（14％）	—
1～9人	5	1（20％）	2（40％）	3（60％）	—

表6 ビルメンテナンス業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	5	5（100％）	5（100％）	—	—
300～999人	5	2（40％）	4（80％）	1（20％）	—
100～299人	9	8（89％）	7（78％）	1（11％）	—
50～99人	4	2（50％）	1（25％）	1（25％）	—
10～49人	12	3（25％）	2（17％）	6（50％）	1（8％）
1～9人	5	2（40％）	2（40％）	1（20％）	—

「安全に、働く」「安全に、仕事をする」

神奈川労働局では

誰もが安全で健康に働くことができる職場環境を実現させるために、
第14次労働災害防止推進計画（神奈川計画）を推進しています。

そのため、事業場における安全衛生活動がしっかり行なわれているか
確認していただくとともに、目標達成のため施策が適正であるか
取り組み状況のアンケートについてご協力をお願いしています。



アンケートについては、こちらのQRコードからアクセスし
設問にお答えいただきますようお願いいたします。



作成：神奈川労働局 安全課（R0708）,